

## 1. 自立相談支援事業のあり方について

⇒生活困窮者自立支援制度の理念、支援者に求められる倫理・基本姿勢を共有し、それをふまえた支援体制づくりをすすめていくことが重要である。

- 本制度の理念とされている、制度の意義（重層的なセーフティネットの構築、包括的な支援体系の創設）、制度の目標（「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」）、支援のかたち（「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」「分権的・創造的な支援」）の意味を常に確認、共有し、理念を具現化できる支援者の養成、支援体制づくりを行うことが求められる。（資料1）（資料2）
- 制度の目標に「尊厳の確保」という文言が入っていることには重みがある。誰も排除しない支援を実現しながら、地域社会における理解者を増やしていく必要がある。当事者に「生活困窮者」のラベルを貼らない支援が鍵となる。

## 2. 就労支援のあり方について

⇒生活困窮者支援における就労支援の意義・意味を理解し、それをふまえた支援、および評価を行っていくことが必要である。

- 生活困窮者支援における就労支援については、以下のような意義が示されている。（『自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』228頁）このことをふまえた支援と評価が必要である。
  - ①就労支援は、「就労」という人間にとって かけがえのない営みをそれぞれの状況に即して実現できるよう支援すること。
  - ②収入を得るばかりでなく、社会とのつながりを構築し、自己実現をはかる大切な意義を持つ。
  - ③「有給労働」と「無給労働」がある。
  - ④就労（勤労）が「権利」であることに着目。
  - ⑤ジョブマッチングに止まらない、生活や人生を豊かにする重要な取り組み。
- 就労支援は、3つの自立（「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」）をよりよく果たすことにつながる支援でもある。「就職」支援は、就労支援の一部であることを理解しておく必要がある。個人に働きかける支援ばかりでなく、「多様性」を受け止める環境づくり（出口づくり、企業等への支援）が重要であり、今後、優先して取り組むべき課題と考えられる。

## 3. 生活保護受給者に対する自立支援・就労支援との協働、一体的支援の推進。

⇒生活困窮者と生活保護受給者に対する自立支援・就労支援の意義や考え方は同じである。双方の連携、協働体制を強め、一体的に、切れ目のない支援をしていくことが不可欠であり、その推進が期待される。

# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

### (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用いるとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1) 包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、

心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2) 個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3) 早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4) 継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5) 分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

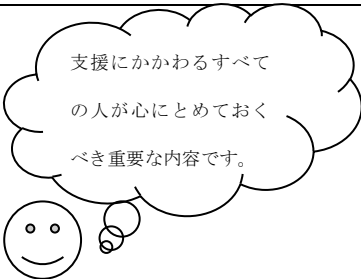
**制度の理念・自立相談支援事業（生活困窮者支援）における3つの倫理と8つの基本姿勢**

〔自立相談支援事業従事者養成研修テキスト〕 8～14、35～44 頁)

<3つの基本倫理>

<input type="checkbox"/> 1. 権利擁護	① 尊厳の確保 ② 本人の主体性の確保
<input type="checkbox"/> 2. 中立性・公平性	
<input type="checkbox"/> 3. 秘密の保持	

<8つの基本姿勢>

<p><b>□1. 信頼関係の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 受容的対応</li> <li><input type="checkbox"/> 傾聴</li> <li><input type="checkbox"/> 感情表現を手伝う</li> </ul>	<p><b>□4. 家族を含めた支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家族全体を捉える</li> <li><input type="checkbox"/> 家族も支援の対象</li> <li><input type="checkbox"/> チーム支援の必要性</li> </ul>	<p><b>□6. チームアプローチの展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 連携のとれたチーム</li> <li><input type="checkbox"/> 支援員は調整役</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者の了解を得る</li> </ul>
<p><b>□2. ニーズの的確な把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ニーズは解決すべき本質的な課題</li> <li><input type="checkbox"/> 多面的な理解が重要</li> <li><input type="checkbox"/> ニーズ把握は丁寧に</li> </ul>		<p><b>□7. さまざまな支援のコーディネート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ニーズに即した調整</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの選択肢の提示</li> <li><input type="checkbox"/> 丸投げしない支援調整</li> </ul>
<p><b>□3. 自己決定の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自己選択による自己実現を支援</li> <li><input type="checkbox"/> エンパワメントアプローチ</li> <li><input type="checkbox"/> 強みに着目した支援</li> </ul>	<p><b>□5. 社会とのつながりの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 社会参加は自立の土台</li> <li><input type="checkbox"/> 本人を支える環境整備</li> <li><input type="checkbox"/> 仲間や居場所の意義</li> </ul>	<p><b>□8. 社会資源の開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域状況の理解</li> <li><input type="checkbox"/> 既存の資源の理解</li> <li><input type="checkbox"/> 新たな資源の創設</li> </ul>



<5つの支援のかたち>

1. 包括的	2. 個別的	3. 早期的	4. 継続的	5. 分権的・創造的
--------	--------	--------	--------	------------

<2つの制度の目標>

1. 生活困窮者の自立と尊厳の確保	2. 生活困窮者支援を通じた地域づくり
-------------------	---------------------

出典：平成28年度 自立相談支援事業従事者養成研修 前期共通プログラム  
「支援員に求められる倫理・基本姿勢を支える人材育成と職場づくり」配付資料より

# 東日本大震災における 産業復興支援および生活困窮者支援 相互多重型支援事業

グリーンコープ生協

生活クラブ生協

公益財団法人  
共生地域創造財団

ホームレス支援  
全国ネットワーク

漁業復興支援

伴走型支援による自立支  
援

農業復興支援

生活困窮者  
就労訓練

雇用開発  
ソーシャルビジネス

## ■ 折浜・蛤浜の概要（宮城県石巻市）

---

### 折浜（おりのはま）

- 世帯数19戸、住民62名
- 震災により住宅4戸が全壊。共同加工場も津波により全壊
- 現存住宅12戸、住民22名
- 底引きトロール船以外の漁船が津波の影響により所在不明
- 漁業者（前8戸/現4戸）

### 蛤浜（はまぐりはま）

- 世帯数9戸、住民29名
- 震災により住宅5戸が全壊  
加工場も津波で全壊
- 現存住宅3戸、住民8名
- 牡蠣漁船、サツパ船共にすべてが流失
- 漁業者（前2戸/現1戸）





# 支援開始後3か月目の出来事

亀山区長

⇒「ありがたかったけど、重かった・・・」

支援と被支援の固定化・・・深刻な問題

絆とは何か？ 相互性 同時性 可逆性

①相互性 ⇒助けられた者は、同時に助ける者

②多重性 ⇒一つの事柄に二つ以上の意義を込める

※相互多重型支援のはじまり

絆が目指すもの・・・自尊感情と自己有用感



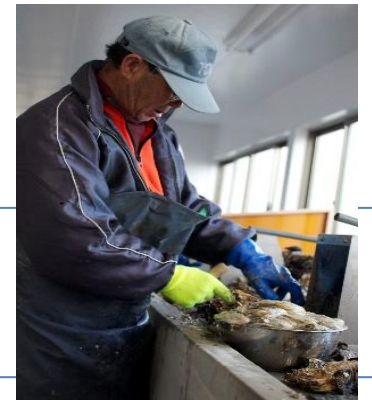
# 被災沿岸部 一次産業の課題

## 高齢化・後継者不足

- 平均64.7歳

## 過疎・人手不足

- 人口流出。労働市場の混迷





# 相互性と多重性

①漁師 自らの復興⇔困窮者支援

②困窮者 自立⇔震災復興支援

③消費者 自立支援と復興支援

消費による富の再分配構造

④漁村後継者問題

出合いの場面・・・後継者の発掘

※相互的であり、かつ多重的

⇒一粒で二度三度おいしいカキ

# 困窮者支援とソーシャルビジネス

## ① 相互多重型であること

- ⇒ 意義のインセンティブ ⇒ 働く意義、買う意義（物語）
- ⇒ 「笑える牡蠣のものがたり」（冊子）同胞

## ② 仕事づくりと人のマッチング

- ⇒ 過疎地域への「業」の提供・地域資源づくり
- ⇒ 人材提供から後継者へ
- ⇒ 財団コンセプト・起業と移譲

## ③ 消費における富の再分配と参加型社会創造

- ⇒ 選択的消費者の確保・価格ではなく意義・高い牡蠣
- ⇒ 生活共同組合との連携
- ⇒ 社会参加型就労支援・消費者も社会創造に参加

## ■ 蛤浜・折浜力キ養殖支援



- 例年から3ヶ月遅れの、2011年7月から種付けを開始  
震災前の1/3の規模でいかだの設置
- 拠点漁港から外れるも、復興の早さで港の早期復旧へ
- 2012年5月に初出荷  
加工場の遅れにより12月より本格出荷へ
- 中間就労として、「笑える牡蠣」事業の開始

# ■ 「笑える牡蠣」 就労訓練※2016年宮城県より就労訓練事業所認定



- 2012年より就労訓練（殻付きカキの出荷）を開始
- 現在までに訓練生を16人を受け入れ、1,800箱を売上  
作業は ①カキ磨き と ②箱詰め作業
- 財団スタッフが訓練生に寄り添い、作業を一つ一つ教える
- 目的は社会参加を経て就職へのステップアップ  
「得意・不得意を自分で知る」 ※最低賃金を確保



## ■ 「笑える牡蠣」 就労訓練一座学や他団体連携も



- カキ作業に加えて、座学研修も実施（石巻NOTEとの協働）  
コミュニケーション講座、PC講座、就職講座など
- 就労訓練＋座学研修で働くスキルを身に付ける
- 就労訓練を反映した研修
- 訓練生同士のコミュニケーションの場の確保

# ■ 「笑える牡蠣」 就労訓練

## ・ 訓練生受け入れ人数と出荷数

2013年 3月～2013年6月	5名	864箱	を出荷
2013年12月～2014年5月	3名	575箱	を出荷
2014年12月～2015年5月	4名	405箱	を出荷
2015年12月～2016年5月	9名	422箱	を出荷
2016年5月～	3名	地元水産会社で訓練中	1月から牡蠣出荷

5年間で訓練生24名の受け入れ、2,266箱を出荷した。

2016年度の出荷目標 800箱

※24人の内訳（ホームレス3名、引きこもり13名 震災関係8名）

※16年5月まで訓練を終了した21名の進路

訓練を修了した後の進路は一般就職が5名、障がい者就労作業所に入所が3名。

一般就職はシェルター管理人、酒屋、ホテル清掃や花屋の間屋など。遠方から訓練に参加した方は地元大阪へ戻った後に生活保護受給を廃止、施設の管理人として一般就職。訓練修了後に障害手帳を取得し、牡蠣の磨き方を作業とするA型作業所に入所した方もいる。

※訓練生の受付は本人からの直接問い合わせと、地元支援団体（若者支援、心のケアなど）からのつながりが多い。現在のところ自立支援相談事業（石巻市保護課）からのつながりはなし。

石巻市折浜・蛤浜 直送！

# 笑える牡蠣

殻付き2kg入り



## 3,150円

税込

震災復興 × 雇用創出 × 社会課題

3.11の津波により、全てを流失した石巻市牡鹿半島の折浜と蛤浜。全国から集められた資材や船によって復活しました。漁師も笑った！青年も笑った！食べるあなたもきっと笑える！皆が笑顔になれる牡蠣を「笑える牡蠣」として販売します。



